

令和6年長浜市農業委員会6月定例総会会議録

令和6年6月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月分庁舎、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（20人）

会長 13番 角田 功

委員	1 番	八 若	和 美	2 番	中 川	半 弥
	3 番	家 倉	和 行	4 番	多 賀	正 和
	5 番	將 亦	富 士 夫	6 番	森 川	ゆ り
	7 番	廣 部	重 嗣	8 番	森	勘 十
	9 番	橋 本	治 太 郎	10 番	村 方	義 昭
	11 番	伊 藤	泰 子	12 番	尚 永	稔
	14 番	北 川	富 美 子	15 番	大 塚	高 司
	16 番	阿 辻	康 博	17 番	小 畑	義 彦
	18 番	池 田	美 由 紀	19 番	二 矢	秀 雄
	20 番	西 橋	絹 子			

2. 会議に欠席した委員

なし

3. 会議に出席した職員

局長	宮 川 芳 一	次長	宮 本 安 信	係長	隼 瀬 大 典
副参事	中 北 吉 紀	副参事	近 藤 英 昭	主査	林 清 次

4. 議案等

報 告	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第5条第1項第6号の規定に伴う農地転用届出について
報 告	田畑転換等農地の形状変更届出について
報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第220号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第221号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第222号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第223号	農用地利用集積計画（案）について
議案第224号	土地改良事業参加資格交替承認について
議案第225号	農業振興地域整備計画の変更について
議案第226号	長浜市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則の 廃止について
議案第227号	長浜市農業委員会総会会議規則の一部改正について
議案第228号	長浜市農業委員会全員協議会及び専門委員会等設置要綱の全部改正 について

5. 議事録署名委員

2 番 中川 半弥 3 番 家倉 和行

午後1時30分開会

（事務局）

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会6月定例総会を開催させていただきます。

本日の定例総会については、委員総数20名、全委員ご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

次に事務局より報告と本日の会議次第についてご説明いたします。

まず報告ですが、5月17日（金）滋賀県農業会議常設審議委員会が天津市のピアザ淡海にて開催されましたので、会長にご出席いただいております。今回は、本市の諮問案件がありましたので、事務局も出席しております。また、5月29日（水）全国農業会議所の全国農業委員会会長大会が開催されましたので、会長にご出席をいただき、事務局が随行させてい

ただきました。

続きまして、今月の審議事項ですが、3条申請が7件、4条申請が3件、5条申請が6件、農用地利用集積計画の決定、土地改良事業参加資格交替承認、農業振興地域整備計画の変更、長浜市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則の廃止、長浜市農業委員会総会会議規則の一部改正、長浜市農業委員会全員協議会及び専門委員会等設置要綱の全部改正、その他各種届出等の報告がございます。なお、今月の審議事項のうち、農地転用に係る案件につきましては、去る6月3日に、当番委員の17番の小畑委員、20番の西橋委員に現地調査をいただきました。後ほどご説明いただきますのでよろしくお願いいたします。各案件については、農地等調査委員会の当番委員協議を経て提出をしています。各議案は事務局から説明いたしますが、個人情報に当たる部分については除いて説明をしますのでご了解をお願いいたします。また質問等でご発言いただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただきまして、個人情報にもご留意いただいたうえでご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは会議に入らせていただきます。

この後の進行については、長浜市農業委員会総会会議規則第7条の規定によりまして、会長が会議の議長となって進めていただきます。会長よろしくお願いいたします。

(会長)

〈あいさつ〉

本日は欠席者なく、全員参加です。

議事録署名委員報告ですが、4番 多賀委員、6番 森川委員、両委員よろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。報告事項について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届について、令和6年6月10日、長浜市農業委員会会長名。今月は、1件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域内で住宅や事業施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところ。内容および添付書類等に不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条による専決処分のうえ受理通知書を発行していますので報告します。位置図については、スクリーンに表示しますのでご確認ください。

番号1、土地の表示、神照町地先、田1筆33㎡を里道を付け替えるために農地から里道として利用したい旨の届出がありました。その後、市へ寄付される予定となっております。届出地は、集落の真ん中に位置します。周囲の状況は、東は里道に接続、西は境内地、南は里道に接続、北は宅地です。

(事務局)

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、令和6年6月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域内で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等に不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図については、スクリーンに表示しますのでご確認ください。

番号1、土地の表示、室町地先、田3筆畑1筆676㎡を売買により宅地にするため転用したい旨の届出がありました。届出地は、集落の南西に位置します。周囲の状況は、東と西は市道、北と南は区画整理事業用地です。届出地は、室町土地区画整理事業の事業区域内の農地で、現在、仮換地中です。このため、地番が仮換地地番となっていることから、一般的な地番と異なります。

番号2、土地の表示、神照町地先、畑1筆215㎡を売買により駐車場にするため転用したい旨の届出がありました。届出地は、集落の北に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は水路、南は宅地、北は道路です。

(事務局)

田畑転換等農地の形状変更届出について、令和6年6月10日、長浜市農業委員会会長名。今月は11件の届出がありました。位置図については、スクリーンに表示しますのでご確認ください。番号1から11については、同一ほ場区域内11筆、地権者11人からの届出があり、土地の表示、湖北町海老江地先、田11筆19,361㎡、形状変更の理由は、ほ場地盤が悪い状況にあるため、地盤改良、地ならしを目的とした形状変更です。

この件については、5月21日の農地等調査委員会で届出があったことを報告しております。当該農地については、届出される前から土壌改良の手続きをせずに搬入されており、当初は早崎内湖土地改良区の事業と認識していましたが、関係ないことを確認し、地権者代表と協議を行い、今回、届出をされました。期限は、3年かけて水稻として活用できるよう今回届出をするとともに、確約書についても地権者・工事施工者の連名で準備をされています。また、スクリーンで一度示しておりますが、地権者が全部で14人、対象地が15筆ありますが、今回は、3名4筆が相続や他市への転出などがあり、現在、手続き中と聞いております。こうしたことから、事務局としてはやむを得ないものと判断し、長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱第6の規定より受理し、受理通知書を発行しておりますのでご報告します。

(事務局)

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和6年6月10日、長浜市

農業委員会会長名。今月は農業委員会宛に計3筆の解約の通知がありましたので、概要について報告します。内訳は、田3筆7,769㎡の解約です。番号1は、農地中間管理事業による解約で、転用目的の解約です。番号2と3は、同じく農地中間管理事業による解約で、契約方式を賃貸借契約から使用貸借契約に変更するための解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知に係る報告は以上です。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま報告がありました5件について、ご質問がありましたら発言ください。

(会長)

田畑転換の湖北町海老江の話ですが、水が張っているところですか。

(事務局)

琵琶湖沿いについては、現在ビオトープとなっており水が張っています。水が張っているところは、県の事業の早崎内湖ビオトープです。

(会長)

他にございませんか。

(廣部委員)

ほ場地盤の条件が悪いから地盤改良されて、3年後に田んぼに戻すのに田畑転換しないといけないのですか。

(事務局)

この場所は、平成30年頃から埋め立てられているので、届出等何もありませんでした。農地法で何等かの届出をする必要があるのではないかとということで、事務局内、地権者と話をして、田畑転換等農地の形状変更届出をすることで話がまとまりました。

(廣部委員)

形状が変わったということですね。そうでない場合は、届出する必要はないのですね。わかりました。

(会長)

他ございませんか。よろしいでしょうか。

(会長)

ほかに意見等もないようですので、議案審議に移ります。

議案第220号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第220号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和6年6月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

前回の総会の際に3条申請において保留となっていた案件1件と、今月分の6件の計7件の申請がありました。なお、前回の案件については、再度賃借人に内容等確認し、農地等調査委員会に事前に説明をしています。また、今月分として、農地法施行規則に定める必要な記載事項、及び必要書類に不備はありませんでしたので受付しております。申請番号どおり説明します。

番号1、前回の分です。土地の表示、石田町地先、田1筆1,297㎡を賃貸借にて権利を取得されるものです。スクリーンをご覧ください。場所は、石田町集落の南側で東進すると観音坂トンネルがあるところです。現況写真は、次のスクリーンをご覧ください。申請地は、青地の田で現地は一部が田植えのため水張りがされ、一部は雑草がありますが、雑草部分も耕作可能な状況です。申請地が黄色枠です。画面右側の赤点線部分を、今回、田として利用し、残りを畑で利用されます。なお、前回ご指摘の機械は、賃借人に再度確認をし、必要に応じ宮部町の知人に借りることも可能な状況です。資料2、5月定例総会における3条申請継続審査案件の申請概要という資料をご覧ください。賃借人は、これまで隣地で耕作していましたが、山裾の日陰で水捌けが悪く獣害の多い条件不利地であるため、隣地所有者が少しでも条件が良い申請地所有地を紹介され、先ほどの場所の図面の左側を借りられることになりました。賃借人が農地を借りられる目的は、農業としての業ではなく、農作物を生育し成長を観察するためであって、収穫が目的になっていないということですが、最終的に収穫できたものは当然に食すとのことです。米・野菜の栽培・観察が目的のため、農作業は基本的に手作業を想定しているが、必要であれば知人から機械を借りることも可能な状況だということです。田として米の作付けは賃貸借面積約1,200㎡のうち4分の1程度の約300㎡、残りは畑として豆や野菜を栽培する予定で、自力で栽培が可能な面積を作付ける計画です。収穫が目的ではありませんが、最終的に収穫できたものは、先ほど申し上げましたとおり当然食べるとのことです。農地所有者は、高齢で農地が管理できないため、賃貸借による適度な管理を希望されており、また、賃借人は米原市の方で、周りに迷惑をかけたくないとのことで、事前に地元の農組長に説明して了解を得られていると聞いています。賃借人は、最終的に当該地の売買を希望していましたが、農地所有者に売却の意向がないということで、賃貸借での権利の取得となります。以上で前回分の説明を終わります。

番号2、土地の表示、余呉町地先、田1筆1,017㎡を売買により権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地は田植え済みの状況です。譲渡人は、他市に居住しており管理ができず、以前から申請地を耕作されている譲受人と今般売買で話がまとまり、申請されました。

番号3、土地の表示、高月町東阿閉地先、畑1筆78㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は雑草が少しありましたが、耕作再開が可能な状況です。申請地は、譲受人の居宅近くにあり、管理がしやすいことから双方で話がまとまり申請されたものです。

番号4、土地の表示、石田町地先、畑3筆339㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地と青地の畑で、白地の畑は野菜の作付けがされており、青地の畑は雑草がありますが耕作再開が可能な状況です。譲渡人は、高齢のため施設へ入所されることになり、管理ができない状況で、併せて相続人も、将来相続を放棄する予定とのことで、今般、申請地に隣接する住宅も含め、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。譲受人は、川崎町の方ですが、今後は当該住宅に居住して申請地を耕作していくとのことです。

番号5、土地の表示、東上坂町地先、畑1筆123㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、耕起がされていきました。なお、譲渡人は高齢となり、今後管理ができなくなることから、今般耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号6、土地の表示、大路町地先、畑2筆282㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、いずれも野菜の作付けがされていきました。譲渡人と譲受人は、親戚の間柄で、譲渡人は他町の方で管理ができず、譲受人によって管理されてきましたが、今般贈与で話がまとまり、申請されたものです。

番号7、土地の表示、大路町地先、田1筆1,992㎡を賃貸借にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、田植え前の状況です。譲渡人は、申請番号6の畑の譲受人と同じ方です。申請地は、以前から耕作されていた方が耕作できなくなり、今回新たに耕作いただける方と話がまとまり申請されたものです。

以上、保留となっていた申請番号1と申請番号2から7について、お手元に配付している許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得等をする農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事条件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段問題がなく、議案書にもありますとおり農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。なお、申請番号1については、事前に審査委員会に説明等しておりますので、要件調査書の下段の事前審査委員会該当案件に記載しています。

以上、議案第220号についての説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第220号についてご意見、ご質問求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら採決に移ります。

継続審議の申請番号1も含めて一括して採決をさせていただきます。

議案第220号の農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。

賛成全員でありますので、申請通り許可することといたします。

次に、議案第221号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第221号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和6年6月10日、長浜市農業委員会会長名。議案第221号については、今月の締め切りまでに3件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分については、後ほど説明いたします。

案件については、去る5月21日、農地等調査委員会の5番 將亦委員長、14番 北川富美子委員、17番 小畑義彦委員と協議し提出している案件です。

現地調査は、令和6年6月3日に17番 小畑義彦委員、20番 西橋絹子委員にお願いし行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

申請番号1、大井町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。申請地は、半径500m以内に教育施設が2ヶ所ある場所に位置し、上下水道等が整備された道路に面している敷地であることから、第3種農地と判定し、許可相当と判断しています。地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付しております。本案件の詳細については、小畑委員よりご報告いただきます。

(小畑委員)

番号1について報告いたします。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、大井町地先、畑132㎡、転用目的を駐車場敷地、蔵敷地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は宅地、北は農地です。写真をご覧ください。申請地は、すでに一部造成されています。これは昭和12年ごろに、所有者の先々代が蔵建築のために造成されたものです。今回、蔵以外の残りの敷地を駐車場として整備することになり、申請されたものです。なお、農地法の手続きを行わずに一部造成したことに対し、顛末書の提出を受けて

おります。

現地調査を行った結果、雨水排水については、敷地南側の水路に排水されており、隣接農地に影響を与える可能性がないことから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号2、木之本町黒田地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。申請地は半径300m以内に木ノ本駅がある場所に位置しているため、第3種農地と判定できることから、許可相当と判断しています。地元自治会および隣接所有者からの同意も得られていることから受付をしております。

本案件の詳細については、西橋委員よりご報告いただきます。

（西橋委員）

番号2について報告いたします。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、木之本町黒田地先、畑2筆270㎡、転用目的を駐車場敷地、庭敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は農地、北は宅地です。写真をご覧ください。申請地はすでに造成されています。これは昭和47年ごろに、所有者の先代が駐車場と庭を整備するために造成されたものです。今回、相続を受けられた現所有者が財産整理をするにあたり、登記簿の地目変更ができていないことが判明し、申請されたものです。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水については、敷地西側の道路側溝に排出されており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。

ご審議よろしくをお願いします。

（事務局）

申請番号3、益田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しています。第2種農地は、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地がなく隣接農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会からの同意も得られていることから、受付をしております。本案件の詳細については、小畑委員よりご報告いただきます。

（小畑委員）

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、益田町地先、畑229㎡、転用目的を車庫敷地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は自己所

有農地、南は宅地、北は自己所有農地です。写真をご覧ください。申請地はすでに造成されています。これは平成10年頃に所有者が農業用倉庫を建築するために造成され、現在は車庫として使用されています。今回、登記簿の地目を現況に合わせるために申請されたものです。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水については、敷地東側の道路側溝に排水されており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

説明は以上です。会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま説明がありました、議案第221号について、ご意見、ご質問求めます。

(会長)

質問等がないようでしたら採決に移ります。

議案第221号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。

賛成全員でありますので、申請通り許可することといたします。

議案第222号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

続きまして、議案第222号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和6年6月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第222号については、今月の締め切りまでに6件の申請がありました。書類審査のうえ受付を行っております。農地区分については、後ほど申請番号順に説明します。

案件については、議案第221号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出を行っています。現地調査についても、同様に当番委員の方をお願いして行っています。結果についても当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いします。

申請番号1、相模町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満で、住宅公共施設等が連坦した区

域に近接していることから、第2種農地と判定しています。第2種農地は、申請地以外の周辺の土地を利用して転用の目的を果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから許可相当と判断しています。地元自治会の同意も得られていることから、受付をしております。

本案件については、西橋委員よりご報告いただきます。

（西橋委員）

番号1について報告いたします。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、相模町地先、田452㎡、契約内容は賃貸借で転用目的を資材置場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は水路、南は雑種地、北は宅地です。写真をご覧ください。申請地はすでに造成されています。これは50年以上前に、賃貸人の先代が造園業の方に貸すため造成されたもので、現在は建設業者が資材置場として使用されています。今回、登記簿上の地目の現況に合わせるために申請されたものです。なお、農地法の手続きを行わず造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。また、現地には資材等が置かれていた状態であったものの、農業委員会からの指摘を踏まえ、移動可能な資材等は全て撤去したうえで申請されています。

現地調査を行った結果、雨水排水については、自然浸透及び敷地東側の道路側溝に排出されており、隣接農地もないことから、許可相当と考えます。

ご審議よろしく申し上げます。

（事務局）

申請番号2、川道町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから、受付をしています。

本案件の詳細については、小畑委員よりご報告いただきます。

（小畑委員）

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、川道町地先、畑485㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は道路、南は自己所有地、北は道路です。写真をご覧ください。今回、実家近くの譲受人自身の私有地と申請地を合わせて、住宅を建築する計画を立て、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたのです。

現地調査を行った結果、雨水排水については、東側の道路側溝に排出する計画となっており、隣接農地もないことから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、益田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模はおおむね10ha未満で、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから、受付しています。本案件の詳細については、西橋委員よりご報告いただきます。

(西橋委員)

番号3について報告いたします。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示益田町地先、畑464㎡、契約内容は使用貸借で転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は自己所有農地、北は水路です。写真をご覧ください。借受人は妻の父親名義の土地を借り受けて、妻の実家近くに住宅を建築する計画がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水については、東側の道路側溝に排水する計画になっており、隣接農地に影響を与える可能性もないことから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は、集落の北側に位置します。申請地は半径500m以内に教育施設と医療施設がある場所に位置し、上下水道が整備された道路に面している敷地であることから、第3種農地と判断でき、許可相当と判断しています。地元自治会、隣接所有者からの同意も得られていることから、受付をしております。

本件の詳細については、小畑委員よりご報告いただきます。

(小畑委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、内保町地先畑391㎡、契約内容が使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東側は農地、西は道路、南は宅地、北は宅地です。写真をご覧ください。借受人夫妻は、妻の父親名義の土地を借り受けて住宅を建てる計画がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水については、東側の道路側溝に排水する計画となり、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、余呉町柳ヶ瀬地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満で、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判定しております。地元自治会長及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから、受付しております。なお、申請人から隣接農地所有者の1人が所在不明である旨の報告があり、詳細を確認したところ、登記簿上では大正時代の所有権の保存登記があるものの、それ以降、何ら動きのない状態でした。また、所有権者の住所地は、別の所有者の土地であることも確認しており、地元自治会長や近隣の住民からも有力な情報は得られなかったという説明を受けました。また、隣接農地の登記面積も6㎡と、現況の地形から考えると、道路の法面等だと思われ、隣接農地に影響はないと判断しています。

本案件の詳細については、西橋委員よりご報告いただきます。

(西橋委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、余呉町柳ヶ瀬地先、田600㎡、契約内容は賃貸借で転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は道路、南は農地、北は水路です。写真をご覧ください。申請地は、耕作放棄状態になっている農地で、今回、地元で土木建築業を営んでいる法人の賃借人が、申請地の南側にある駐車場が手狭となり、敷地の拡張を計画し、賃貸人と賃貸借の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水については、自然浸透で排出する計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、春近町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。申請地は農振農用地であり、原則転用はできませんが、営農型発電施設の一時転用なら許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会及び隣接農地所有者からも同意を得られていることから、受付しております。

本案件の詳細については、小畑委員よりご報告いただきます。

(小畑委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6、土地の表示、春近町地先①田3,688㎡のうち、0.426㎡、周囲の状況は、東は農地、西は雑種地、南は雑種地、北は道路です。②田3,674㎡のうち、0.426㎡、周囲の状況は、東は農地、西は雑種地、南は道路、北は雑種地です。契約内容は賃貸借で転用目的を営農型太陽光発電施設で、一時転用の更新とした申請です。写真をご覧ください。

すでに営農型太陽光発電施設として、6年前に許可を受けておられますが、一時転用の許可期間を迎えるため、転用の更新をするための申請です。なお、これまでは発電施設の下部農地では、しいたけ栽培を行っておられましたが、狐等の動物による被害により収量が見込めなくなったため、しいたけ栽培は終了し、榊の栽培を行う旨の報告を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水については発電施設の下部敷地を農地として使用され、自然浸透で排出されており、隣接農地に影響を及ぼす可能性がないことから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

説明は以上です。会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま説明がありました、議案第222号についてご意見ご質問を求めます。

(多賀委員)

申請番号6の営農型太陽光発電施設ですが、榊の栽培ということで、以前に湖北町かどこかで榊の栽培の申請があったと思いますが、収益を上げようとしていると思いますが、以前許可した所の現状はどのようになっているかの報告等あるのですか。

(事務局)

ご指摘の春近町の案件ですが、現状は写真をご覧ください通り、適正な管理がなされていないので、収量が見込めていないと報告を受けております。今回、国の法律も改正され、営農型発電施設で、下部農地の収益が上がっていない場合は全国的にかなりあり、ガイドラインの見直しをして、今後収益等が上がらない場合は、それをもって許可を取り消す訳ではないですが、営農型発電施設を撤去するとか、関西電力等と売電をされていますが、場合によっては手続きを止めるというような手段を国としてガイドラインを整備されました。

今回は、前回のしいたけ栽培では収量が見込めないということで見直しをされて、榊栽培をされる報告をいただき、今月中には苗を植えると聞いております。ご指摘の収量が上がらないのではないかについては、仮に収量が見込めないということになれば、場合により極論を言えば、撤去するとか売電を止めるという話になりますが、収量が見込めない、ほ場が適正に管理出来ていないというような事案であれば、必要に応じ口頭で指導する、場合によっては農地等調査委員会の事情聴取で、なぜ適正な管理ができていないのか、お話を伺ったうえで、適正な対応がとれないと判断すれば、国が整備されたガイドラインに

従い、今後は、なし崩し的に何もせずに太陽光発電だけができればいいということは、できないと考えております。適正に管理して、収益を上げるというガイドラインにもなりましたので、今回の案件についても、そのように指導をしていくべきだと判断しました。

（多賀委員）

以前に許可した分の現況はいかがですか。

（事務局）

湖北町の案件については、作付けして3年経ってない所が多く、ほ場を見る限りは、こちらとは違い、適正に管理されています。

榊は作付けして実際に出荷するまでかなりの年数が必要で、まだ出荷するまで生育していません。申請時から伺っており、概ね作付けしてから約6年、7年掛かるということで、まだ出荷する段階でないと思っています。

営農畑については、毎年報告が必要な様式になっていますので、報告に現況写真をつけていただいております。場合によっては、現地確認にも行くこともあります。適正な管理ができているか、適正な生育になっているか、7年後に出荷するということなら、出荷を確認できる書類を求めることになります。湖北町の案件もその様な形になると思います。現状は、出荷まで生育していません。今回の春近町もその様な形で行うと伺っています。

（多賀委員）

榊は、6年、7年掛かるということで、これから榊で申請される場合、収益が見込めないことを伝えて、榊を進めない方がいいと思います。よろしくお願いします。

（会長）

他にございませんか。

（廣部委員）

同じく申請番号6です。この案件ということではありませんが、しいたけは太陽光パネルで遮光されて日陰で栽培というのは分かるのですが、榊は、日が当たらないと育たないのではないですか。

（事務局）

榊はどちらかというと太陽光のパネルの下等の遮光というか日が当たらない方が育つ品種だそうです。

（廣部委員）

先ほど、指導と言われましたが、①なら3,688㎡のうち0.426㎡だけを借りているのか全面を借りられるのか、また、営農畑をするのは、譲受人か譲渡人か、指導はどちらにするのですか。

(事務局)

転用申請の面積0.426㎡は、支柱の面積になります。支柱の部分だけが農地でないことを位置づける申請となります。土地の借地は、パネルの部分全体を含めた敷地を借りられています。今回の春近町の案件は、特殊な部分があり、土地の所有者の親族が農業をされ、パネルの設置は企業がされるという特殊な案件で、適正なほ場管理、生育については、直接農業者とお話をしており、農業者の話も踏まえ、今回申請をされています。

(廣部委員)

他の案件に対しても、譲渡人の方が指導の対象になるのですか。

(事務局)

通常は、譲受人だと思います。今回の案件が特殊です。

(会長)

私も現地確認に行きましたが、条件の悪い農地なので、しいたけ栽培は難しいと感じました。だから栽培がうまくいかなかったと見ています。

営農型太陽光発電施設に詳しい村方委員、お願いします。

(村方委員)

営農型太陽発電を始めて約8年になりますが、私の場合は組合が、湖北町農産物直売組合という法人で、その法人が田んぼを借りて、太陽光発電の設備を設置し、私の場合はその下で野菜を作っています。毎年、収量等の報告をしており、県にも書類審査をしていただいております。

榦等を植えるということではなく、野菜を作っているので問題ないと思っています。私は、榦の栽培では収量は見込めにくいので、野菜を作っていただきたいと思っています。

(会長)

営農型太陽光発電施設は、県でも前年度問題になりましたが、一時転用で更新をする際、本当に作物は生育しているのか、きちんと指導しているのかという話が出ておりました。この営農型太陽光発電施設は、しっかりと結果を残して報告することになっていますが、この6年間、報告書の提出はありましたか。

(事務局)

報告書は提出する義務になっているので提出していただいておりますが、報告の内容は、適正な管理が出来ていないということで、昨年度だと全く収量がありませんという報告でした。

(会長)

採決に移ります。よろしいでしょうか。

(会長)

それではただいま説明がありました、議案222号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい。ありがとうございます。賛成全員でありますので申請通り許可することといたします。

次に、議案第223号、農用地利用集積計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第223号、農用地利用集積計画（案）について、このことについて農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和6年6月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

担当課の農業振興課に代わり農業振興課提供の資料に基づき説明いたします。

今月は、相対による利用権設定及び所有権移転の案件があります。相対による利用権の設定は、貸手1人に対して借手が1人で筆数が6筆、合計面積で17,740㎡を利用権設定される計画です。所有権の移転は、所有者2人、取得者2人、筆数は8筆、面積は20,694㎡を所有権移転される計画です。農用地利用集積計画の利用権設定については、記載されている土地全て相対により利用権を設定される計画です。

農用地利用集積計画の所有権移転については、記載されているもの全て耕作目的で、当該地を売買により購入されるものです。なお、譲受人は認定農業者であるため、農業経営基盤強化促進法により所有権移転されることになりました。

以上、借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家の方です。以上のことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第223号について、ご意見ご質問を求めます。よろしいでしょうか。

(会長)

それでは質問等がないようでしたら採決に移ります。

議案第223号、農用地利用集積計画（案）について、農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい。ありがとうございます。賛成全員でありますので、農業委員会として決定し、答申いたします。

次に、議案第224号、土地改良事業参加資格交替承認について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第224号、土地改良事業参加資格交替承認について、このことについて、土地改良法第3条の規定に基づき承認したいので意見を求めます。令和6年6月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

資料の土地改良事業参加資格交替者一覧のとおり、湖北土地改良区から申し出がありました。番号1から17の計17件は、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者との合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり、妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第224号についてご意見、ご質問求めます。

(会長)

質問等がないようでしたら採決に移ります。議案第224号、土地改良事業参加資格交替承認について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。賛成全員でありますので、これを承認することとし、申出人に通知する事といたします。

次に、議案第225号、農業振興地域整備計画の変更について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第225号、農業振興地域整備計画の変更について、このことについて農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により意見を求めます。令和6年6月10日提出、

長浜市農業委員会会長名。

担当課の農業振興課に説明をしていただきます。

(農業振興課)

議案第225号、農業振興地域整備計画の変更について説明をいたします。

本日付議した案件は、去る4月22日に受付した除外申出に基づくもので、ご承知の通り通常の農振除外手続きにおいて、いわゆる青地は、農業以外の目的に利用できないことになっており、原則として農地転用はできません。やむを得ず住宅や工場、資材置場など農業以外の目的で利用したい場合は、あらかじめ除外手続きが必要です。農用地区域を除外するには、緊急性が高く、具体的な計画が必要です。また、農地法に基づく農地転用許可や、都市計画法に基づく開発行為の許可など、他法令に基づく許認可の見込みがなければ除外することが出来ません。

一方で、この度付議した案件は、除外手続きを進める法的根拠が異なります。農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき、市が策定した農村地域への産業の導入に関する実施計画において設定した産業等導入地区は、農振法第10条第4項等の規定により、農用地区域に含めない土地として、農用地区域から除外することになります。

農用地区域に含めない土地としては、例えば令和2年に除外した木尾町の斎場整備や、令和4年の湖北町小倉の消防庁舎の整備など、公益性が特に高いと認められる施設の用に供される土地が該当します。また、地域未来投資促進法や農村産業法に基づき整備される地域整備施設に供される土地についても同じく、農用地区域に含めない土地となります。なお、本市においての農村産業法での除外は、今回の案件が初めてとなっております。

それでは案件の説明に移ります。スクリーンの位置図をご覧ください。

農用地区域を変更する土地ですが、場所が山階町五条田町709番地、地目は田、面積は3,792㎡、13筆、除外面積は全体で23,844㎡となります。場所は、山階町集落からみて南東の方向、長浜インターチェンジから見て南の方角に位置し、旧長浜北高等学校跡地の東に位置するまとまりのある土地です。申出の内容については、長浜インターチェンジの近隣にて、流通業、倉庫業を初め、加工業や一般建築業も手がける事業者が農村産業法を活用して事業拡張を図るべく、物流倉庫を建設するために除外を申出しました。

航空写真をご覧ください。こちらにより申出地周辺一帯を俯瞰すると、ご覧の通りの状況となっております。土地利用計画図をご覧ください。縮尺10,000分の1の図をご覧ください。今回の案件に該当する青地の土地は赤色で着色しています。詳細図をご覧ください。こちらは先ほどの地図をもう少し拡大したものになります。

次に、現地写真をご覧ください。1枚目の写真は、東側の高速道路側道の北東から西方面を撮影したものです。黄色に示した部分が今回の申出地です。青色に伸びる線は、用悪水路を示しています。2枚目の写真は、先ほどの撮影位置から南方面を撮影したものとなります。3枚目の写真は、側道の南東から北方面を撮影したものになります。4枚目は、側道の

南東から西方面を撮影したものです。5枚目の写真は、永久寺山階線の交差点から東方面を撮影したものになります。6枚目の写真は、同じ位置から北方面を撮影したものです。7枚目は、該当地の北西から南方面を撮影したものです。写真下部の青色の線は、用悪水路です。8枚目は、同じ位置から東方面を撮影したものです。用悪水路正面に撮影した部分を下部の枠で示しています。

次に、令和6年1月に市が策定した農村地域への産業の導入に関する実施計画書の概要と併せて、産業観光部の井口次長より、事業の具体を説明いたします。

（産業観光部）

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、いわゆる農村産業法について説明します。こちらの法ですが、農村地域の産業の導入や農業従事者の導入、産業への就業、農業構造の改善を促進することにより、農業と産業、導入産業との均衡ある発展、高度化を図ることを目的に法律が作成されています。こちらの方は、事業者による立地計画に基づいて市が作成する実施計画は国の同意を得た、県の基本計画に適合されるものと認識され、県から同意されると税制上の優遇や金融上の支援措置が受けられ、そして今回、土地利用上の措置として、農地転用に関わる配慮をしていただくことになっています。本市としては、計画を立てるにあたり、この地域は、長浜インターチェンジに近く物流産業の拡大や集積のロケーションであることから、2024年問題という物流関係ですが、こちらの対応をすべく、その具体的な事業計画がしっかりと立てられていることから、市として応援したいということで、今回の計画を策定しております。長浜市の周辺農村地域への影響は、新たに100人以上の雇用が見込め、また、市内外の様々な産業とも経済波及効果等が見込めます。先ほど申し上げた物流に関する2024年問題の解決に寄与でき、事業者に対する固定資産税等の税収の見込みができるということに関して、今回計画を策定しております。

本計画は、本市にとって必要な産業の円滑、着実な導入を促し、本市が、農工一体となった産業振興に取り組むことで、農業の担い手不足の解消や農村の促進等に加え、雇用を含めた新たな就業機会を創出する、また、所得の確保、向上により、農業等様々な産業が調和された持続的に発展する街づくりを進めるために、今回計画を策定しております。

計画の目標は、令和6年1月から5ヶ年とし、最終的に需要計画に基づいて進めていただく方向になっています。なお、実施計画の内容については国の統一ルールに基づいて作っております。

続きまして、スクリーンの土地利用計画をご覧ください。令和2年8月に約4haの除外をした際の土地利用計画図です。会社南側の平田川を横断し、トレーラーの駐車位置を確保した上で、約11,000㎡の倉庫を建設される予定となっております。次のスライドは、今回の約23,000㎡の除外を加味した図面です。物流倉庫の位置を変更し、建物の中央付近は、現在の用悪水路上に建設される計画と聞いております。水路の用途廃止等については、今後、基本的には事業者が整備をしていく状況です。

現存する農道については、自治会の要望により、存置することになっています。農道とは言えなくなりますが、道として残す方向で地元同意を得られており、安全措置を講じた上で使用する計画です。農道は、田園整備課が所管しており、地元との合意形成、安全第一を基本としながら、事業主体に十分に指導してまいります。

本件の物流倉庫の建設は、2024年問題、長距離輸送における法令順守の確保や、雪害等による業務のダメージの極小化を図るための拠点となる施設整備です。土地利用の目的が物流拠点であり、営業倉庫を利用する予定の得意先の数も多く、まとまりのある用地の確保は急務と聞いております。新施設の稼働後は、大型トラックやトレーラーが、1日に700から800台程度の通行が見込まれており、事業の方を進めていかれます。

（農業振興課）

以上のことから、当該事業の整備にあたり、開発区域内の地権者及び耕作者は同意されており、除外する理由が、農村地域の産業の導入や、農業従事者の導入産業への就業、農業構造の改善を促進することにより、農業と導入産業との均衡ある発展と、雇用構造の高度化を図る目的に資する施設整備であり、必要最低限の規模において実施されることから、当該地は農業振興すべき適地ではなくなり、変更はやむを得ないものと判断しております。

申出地は、一団の農地の縁辺部に位置し、周辺は河川及び道路、水路と隣接しており、除外により、農用地の集団性、効率性を損なうものではありません。建物が日光を遮る心配也没有ありません。今回の除外地である約2haの農地については、現在も耕作をされていますが、申出者と地権者の間ですでに同意を取り付けられている状況です。こうしたことから、遅滞なく、農用地区域から除外する必要がありますので、この度、法手続きを進めることといたしました。

続いて経営と補足説明をさせていただきます。

先般開かれた、農地等調査委員会にて、ご質問のあった3点を中心に説明をいたします。まず、経過です。令和2年度に4ha、今回2haを新たに除外すると内容が変わった経緯ですが、まず、令和3年12月に、社会全体の動きとして、働き方改革の推進が日増しに高まる中、事業主体の事業者から、当初計画の見直しを図りさらなる事業地拡大約2haを市へ要望されました。事業主体が関係部局に相談された際の確認では、拡張後の6haでの転用見込みありとされておりました。折しも令和3年8月に、物流総合効率化法が改正され、特定流通業務施設が同法の対象に追加されたことで、インターから5km圏内における5ha以上の一括開発が可能とされました。転用面積が4haを超える場合は、農林水産大臣との協議が必要ですが、令和4年12月に農業委員会から改めて国の見解等を確認いただいたところ、農転許可の見込みなしとされました。市としては、当該地で事業計画に着手したい事業主体から申出を受ける中で、滋賀県との協議において、農村産業法運用に基づく、除外、転用手続きを進め、令和5年度中に産業観光部商工振興課が中心となり、法に基づく農村地域の産業の導入に関する実施計画を作成しました。次に、大きく内容が変わった理由についてですが、土

地利用の目的自体は当初から大きく変わっておりません。4haから6haに変更になった理由は、当該開発行為に係る支援依頼において、物流効率化、運転手の労働環境の改善、環境負荷軽減を図ることを目的としたクロスドックチェーン方式を導入・稼働するためには、トレーラーのヘッドと荷台の取り換えスペースと車両待機スペースが必要であると事業主体から要望されました。

当初除外手続ですが、令和2年度の手続きの前に、平成28年度以降から農業振興課も徐々に相談を受けており、時間的な経過、事由の変化など相まって、法令遵守のホワイト物流への対応を検討する荷主からのオファーが急増し、当初の開発計画では、敷地面積が全く足りずに、このたびの隣接地に拡張する内容に変更されました。2年度と6年度との事業計画について、車両の待機場所の増設、構内道路の拡張、営業倉庫の位置などが変更されています。令和4年4月から改正後の物流総合効率化法が施行され、インターからの5km圏内の5ha以上の一括開発が可能となりました。この2haの拡張地の選定理由は、令和3年度の要望書の中に、近隣への配慮で一般道の通行を極力控えること、ドライバーの拘束時間の縮減、業務効率の向上などを理由として、他に適地がないということで、隣接している南側の2haを要望されました。

続きまして、地元自治会の山階町の農業者や農地への影響について、先日の委員会でご質問を受けました。耕作者は、全員同意されていることを確認しております。市が設定した産業導入地区内での耕作は行われなくなりますが、将来的に離農される方を含む地元住民の雇用の受け皿となるほか、事業主体自身も当該地で事業推進が図れることになれば、追加雇用や地域の活性化に貢献したいとする意向を書面で確認しています。

また、地域農業としては、開発行為が行われるにあたって、農業経営支援が減少することになりますが、市が策定した計画において、県とも連携した生産組織の育成、新規就農者のご支援、地域の農地集積、集約化などに結びつく各種農業支援を行うことになります。

今後、当該地の西側に分断される農地が残ることになりますが、孤立するからといって次なる開発を容認していくものではありません。姉川左岸土地改良区の受益地に該当しており、保全を目指し、今後も適切な制度の運用を図りたいと考えております。

3つ目のご質問の中で、敷地の中に農道があることについて、令和2年度にも取りざたされていましたが、どのような状況であるかとの問いを受けております。農道は、農業用資材の搬入、農作物の処理、加工、貯蔵、流通施設への集荷、それらの施設から市場、消費地への輸送、ほ場への通作、農産物の収穫、防除作業、農村地域の生活道路等の機能、役割を有しているものと認識しています。このたびの開発行為により、大半の機能がなくなりますが、実態として、地域の方々が散歩や通り抜けなどで、現在の農道を使用されている利便性を踏まえ、市としても目的が当該地での開発行為であることから、事業主体に対して複数回にわたり、地元協議を促しており、必要な手続きを所管課と行うよう、指導を行っているところです。農道や用悪水路といった法定外公共物の財産処分に関しては、地元の同意及び市からの払い下げを受けることが大前提であって、令和2年度の除外手続

きにおける要件等にも付して指導しておりましたが、現状、道を廃止するなどの協議は整っておらず、事業主体としては、地元が同意された範囲の中で、事業を計画されたものです。現在の事業計画については、道を存置することで、地元は同意されており、トラックの通行にあたり、ゲートや監視員の設置、土地の高低差をつけるなど、安全確保に万全を期することを確認しています。補足説明は以上です。

（事務局）

以上で担当課からの説明を終わります。

（会長）

ご質問等ございませんか。

（廣部委員）

先ほど、姉川左岸土地改良区の受益地ということで、令和2年に北側の方の平田川近くに、4haの除外をされましたが、これ以降に、姉川左岸土地改良区のポンプ場改修に国の補助金が入っているはずです。国の補助金が入ると8年間は、白地に変換か、農地転用か、補助金返納かをしなくてはいけないという話があったと思うのですがその点はどうなんですか。

（会長）

農業振興課、説明できますか。

（農業振興課）

制度自体、ポンプの改修の事業というものは、土地改良事業の中でも、線的整備に該当しますので、農振除外は8年未経過では行えないのですが、今回は特別な法律を活用しての計画ということで、制度自体の農振除外は可能です。ただ、実際に公費がかかっているということになると、姉川左岸と県との協議の中で、その地区から除外を行うと、補助金の返還は協議で決まると聞いておりました。現状は、返還の事は、担当課から何も聞いていないので、お答えが出来ません。

（廣部委員）

賦課金から払われていると思われます。返還となると手持ちからの支払いになってくると思うのですが、その辺が分かればお願いします。

（農業振興課）

承知しました。

(会長)

他にありませんか

(中川委員)

私も土地改良区に居た関係で、線的事業とはいえ、受益は姉川左岸のほ場整備、農地全体に入っていますので、当然、補助金返還になると思います。補助金がこの分が減るということで、その分の補助金返還は原因者負担でないかなと。一般の耕作者が負担すべきものではない。事業主体が、そこの負担に応じないと難しいと私は個人的に思います。

(多賀委員)

基本的なことです、農村産業法というのは、最近できた法律ですか。長浜市では、それに対し、条例等を制定されたのですか。

(産業観光部)

農村産業法は、令和4年5月に、法が改正され、全業種を対象とした事業者に対し、こういう制度を利用できるように変更されております。県の同意が必要で、県の同意に基づいて国の方へ報告する、市自らが条例を制定する必要はなく、市の計画に基づいて、県が同意する、国は承知するという流れになっています。

(多賀委員)

以前からある法律に基づいて、このようなことができるということです、農家を守るための法律ではないということですね。農家に携わる者がいるが、その人達が雇用してもらったらいいいというような説明のように感じたのですが、農業を振興している方からみれば、農地を減らして、そこを他の産業に使ってもらい、そこで雇用してもらえばいいというのは、農業者からしたら、納得できない法律だと思いました。

(産業観光部)

あくまで均衡ある街づくりを進めていきたいと思いますので、ご理解よろしくお願いたします。大事な土地ということは、十分認識しております。

(会長)

他にありませんか。

(將亦委員)

事前協議で、農業振興課から説明がありましたが、原則、農村産業法に基づく、転用の広報誌では、市街化調整区域は、原則外すとなっているはずです。ところが、この農村産

業法に基づき、市が実施計画を立てられました。先日の事前説明の時に確認しましたが、意見公募、パブリックコメントをしたのかを聞いたところ、これは、実施計画なので不要なのでしていないと聞きました。この説明の中で農村産業法ができたから、令和2年に4ha除外し、今回、農振除外をする農村産業法に基づく実施計画を作った。他の適地の検討をしたが、なかったという説明がないです。原則、市街化調整区域はしない。そして他の候補地を探したが適地がない。やむを得ずここが、農村産業法に基づく農振除外地の候補地として適地だということで、実施計画を作ったという説明がなく、農村産業法が出来たからここを除外したいというような一方的な話になっていると思います。事前協議の場で聞いたのは、令和2年に4ha除外した、その時は2024年問題で、事業者にとっては大変な問題ですが、それがあるから少し広げて4haでという話があったと思います。私達はやむを得えずということで4haを認めたと思います。

事前協議の時に言っておりますのは、2024年問題として4haを除外した時の経営計画と、今回農産法に基づいて、2haをプラスした6haの全体面積での計画、4haの時と違いトレーラーを入れるという計画になったと思います。それなら、4haから6haになった変更点、トレーラー等も入るので、動線、物流倉庫の位置の変更、規模の変更、以前の計画と今回の計画との相違点と、どうしても6haが必要というような説明がないと難しいという話をしたと思いますが、今日の説明でも回答がない。

それともう一つは、農道が市の所管課と協議が終わっていないという話ですが、農道が残ったらどうするのかの説明もない、地域の農業者が通る農道が開発される区域に残るとしたら、軽トラや、農産物を乗せる車、農業者や一般の人も通るべき農道が、トレーラー・トラックが走るような所に残ったとしたら、その安全性は誰が確保するのか、どういうふうにするのかというような具体策も事業者から聞いて、予期せぬ事態の対応も、ここで説明が必要ではないか。そのことも言ったと思います。農道については、協議中だから計画がまだ出来ていない。そんなことで、農振地を除外してもいいのか。農村産業法に基づく長浜市の実施計画で、そこに決めて、農業基盤を守るべき振興地域を除外する

ために、たかだか10人を雇うから、青地の真ん中を除外していいかどうかというような判断を私たちに任せるのは、少し問題ではないか、農村産業法に基づく実施計画の中で、地域の農業者における恩恵、振興をどのように実施計画で出来るのか。実施計画では、特産品も作るというような話もありますが、どのような特産品を作るのか。その特産品を物流に乗せるためにも除外をする。山階地域、神照、北郷里、インター周辺地域の農業者がどのように振興策を受けられるのか。

一番問題は、4haの時と今回の合計6haの時の計画の齟齬がどこで、6haが必要だという言い方、農道の問題もまだ協議中というだけでは、問題があるのではないかと思います。就農関係の方と農業を守る農業振興課等で協議が必要ではないかなと思います。事前に説明を受けて問題点を提起しているのに、回答がないというのはどうなのか。農業委員会として、適正として認める材料が、市が農村産業法に基づく実施計画を作成したのでというの

では見え方が分からない。何のために事前協議を農地調査委員会で、受けたのか。あの席で言ったことは、何のために農地調査委員会があって、そういう話をさせてもらったのか。農業振興課の意見をお聞かせください。

(農業振興課)

説明が十分でなかったことをお詫び申し上げます。

私共も、過去からの経緯を洗いまして、委員会でご指摘を受けた、特に3点については、その事実に基づき回答させていただきました。

まず、4haから6haに変わったということで、農振除外を令和2年度に行った時の計画については、当然その時は、違う根拠でやっていましたので、6要件で、その時点では5要件でしたが、農地の転用に対して、個別に一つ一つ確認して、他の法令に基づく許認可の見込みも確認した上で行っておりました。その時も、この場でもご説明しました通り、当時は農道を廃止して、その場に建屋を建てるという計画でしたので、業者との打ち合わせで、農道をなくす方向で指導していましたが、結果として、令和3年度に事態が動き、荷主、お客さんから求められている声が、急増したということで、書面で市の方に要望を上げられた際に、4haでは、待機場所や、多くの荷主さんが関わる営業倉庫を建設する中で、敷地が足りないことが相まって、さらに効率よく、敷地を使いたいとのご相談の中で、6haでの事業計画の見込みを、各部局に確認をされたということを確認しております。例えば、令和2年度の動線ですが、土地の利用の仕方についても、一番北側の農地は、待機する車両の数も増やされていますし、建屋の位置も変わっていますので、6haが必要な面積であるとのこと、市としてもやむを得ないと考えていましたが、開発の問題や、農道の廃止というところで地元との協議が難航していました。6haになった理由は、事業者と地元との話合いの中で事業計画を作っておられるため、計画の見直しにより面積を増やすことになったというのが本当の真意のところかなと思っておりました。

農道に関しても、まだ東と西の方に農道が続いております。事業者から確認しているのは、農道は地元も廃止することは認めておられませんので、残す形で調整をされたということですが、ゲートや監視員の配置、土地の高低差を作るというところは、私も直接聞いておりましたので、今回の安全を考えた中での通行であれば、そういったことに留意して整備をすることを確認したもので、先ほどの回答で触れさせていただいておりました。

(將亦委員)

口頭での説明はわかりましたが、資料1の農振除外手続きの計画された施設整備の中でのところですが、資料によると農道の問題が協議未了となっており、それについても、事業者は、安全性についての文言もないのは問題だと思います。この資料を見て、私達がやむを得ないというような判断になるような資料を出すべきだと思います。

4haと今回の違いがどこか、安全性はどうか、6haはやはり必要でやむを得ないとなるよ

うな資料が得られないというのが残念ですと申し上げました。

今後の審議などにもそういう姿勢でなく、農業委員会を理解し、農業委員というのは、農業者、農業基盤の農地を守っていく立場であるのが農業委員会です。そこを理解して、そこに除外という大きな計画を出す時は、しっかりとした説明ができる資料を出していただきたいと思います。

(中川委員)

問題になっている農道ですが、地元が存置というか存続させて欲しいということですね。当初の4haの時は、事業者が用途廃止をして、その上に建物を建てる計画でしたが、地元が農道を残したいということで、その部分を外したと思います。そうしたことが原因で事業者としては、南へ広げないと出来ないのではないかという説明も出来るのではないかと思います。農道を残すと、監視員を設置し、ゲートを作るとはいえ通行人の安全を確保するのは非常に難しいと思います。実際問題、事業者か市が、農道を挟んで完全に分断された土地利用を考えないと、無理かと思います。平田川沿いの南の2haは、川を挟んで現在の事業用地とは接続しますが、その南の農道を残すとなると、農道から南の4haを、一環として利用するような計画をしないと、この事業は難しいと思います。それが結局4haを6haに広げる理由にもなると思います。

(廣部委員)

ここは隣町なので、耕作者、地権者も知っていますが、4ha除外になった時点で、既に南門が出来るというようなことを、耕作者、農業者も言われていて、面積が減るから困るというような農業者がそんなにいないです。ですから、地権者さんも同意されています。農道を残してくれというのは、高速の東に耕作に行っている人もいます。西の田んぼの真ん中を通して、そのまま真直ぐ行くと高速のアンダーになっていて、東の耕作地へストレートに行けるので、最低限の抵抗で言われているのだと思っていました。

長浜北高校跡地の南側の道からの出入りは一切ない計画になっているというような計画図面は見せていただいたので、動線上は、高速から降りて既存の営業所の敷地から平田川に橋を架けてまっすぐこちらに来て、周りの道には一切迷惑をかけないというような配慮があると思っていました。地元農業者は、そんな感じのニュアンスでございました。

(産業観光部)

今の農道の話ですが、事業者も、移転の土地で事業を進めたいということで、今現在も地元とお話しされているということを聞いておりますが、現段階では、地元との協議は整っていませんのでこのような形で進めさせていただきました。

(廣部委員)

平田川沿いの南側にも管理道路があったと思うのですが。

(農業振興課)

今の管理用道路は、河川用の管理道路という位置づけです。所管は、道路河川課になります。

(廣部委員)

そこは、一般の車も通れる道ですか。

(農業振興課)

車の通行ができるようなことはしないと聞いております。管理するための道という位置づけなので、一般の方は入れないと聞いています。あくまでも河川の管理用ということです。

(農業振興課)

一点だけすみません。先ほどの將亦委員のご意見、本当にまさにその通りだと私たちも思っていて、説明不足という点は、本当に申し訳なかったと思っております。今後は、農業委員の皆様にも納得してもらえる説明を心がけたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(廣部委員)

トラックが大きくなると、動線というか、最小回転半径というか、旋回するのにそれだけ広いスペースが必要です。というような説明がないと駄目なのかと思います。特に、業態的に運送業なので。

(会長)

暫時休憩します。

(会長)

再開します。

この件につきまして、採決を取らせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(会長)

それではただいまから採決に移ります。

議案第225号、農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

賛成全員でありますのでこのことを通知することといたします。

(産業観光部)

先ほどご意見がありました、説明不足のところは、大変申し訳ございませんでした。

今後、資料等が必要であれば、会長と事務局と相談しながら必要な書類は提出させていただきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございました。

次に、議案第226号、長浜市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則の廃止について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第226号、長浜市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則の廃止について、長浜市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則を廃止する規則は次のように設定する。令和6年6月10日、長浜市農業委員会会長名。

本議案の内容については、長浜市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則を廃止するものです。

本市は、農地集積率と遊休農地率が国の示す基準をどちらも満たしていることから、農地利用最適化推進委員を置かないことができる市となったことから、本年7月の委員改選時から推進委員は選任しないこととなったため推進委員の選任に関する規則を廃止するものです。以上説明といたします。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第226号についてご意見、ご質問を求めます。

(会長)

ございませんか。ご質問等がないようでしたら採決に移らせていただきます。

議案第226号、長浜市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則の廃止について、農業委員会において決定し廃止することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。

賛成全員でありますので、このことを農業委員会として決定し定めることとします。

議案第227号、長浜市農業委員会総会会議規則の一部改定について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第227号、長浜市農業委員会総会会議規則の一部改正について、長浜市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。令和6年6月10日、長浜市農業委員会会長名。

本議案の内容については、長浜市農業委員会総会会議規則の一部を次のように改正するものです。第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第26条までを1条ずつ繰り上げるものとします。この規則改正についても、推進委員を置かないこととなったため、推進委員に関わる条文を削除し、それ以降の条文の条番号を1条ずつ繰り上げるものです。なお、規則の新旧対照については、総会関係資料の後ろの方に添付していますので、ご確認いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第227号についてご意見、ご質問を求めます。

(会長)

よろしいでしょうか。質問等がないようでしたら採決に移ります。議案第227号、長浜市農業委員会総会会議規則の一部改定について、農業委員会において決定し、改正することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。

賛成全員でありますので、農業委員会において決定し、定める事といたします。

次に議案第228号、長浜市農業委員会全員協議会及び専門委員会等設置要綱の全部改正について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第228号、長浜市農業委員会全員協議会及び専門委員会等設置要綱の全部改正について、長浜市農業委員会全員協議会及び専門委員会等設置要綱の全部を次のように制定する。令和6年6月10日、長浜市農業委員会会長名。

本議案の内容は、委員の改選により、推進委員を置かなくなり、農業委員数が増えることになるため、専門委員会の編成及び業務内容の見直しを行ったもので、関係する要綱を改正するものです。

改正の内容は、全員協議会を廃止し、専門委員会を現在の3つの専門委員会から4つの専門委員会に再編するとともに、要綱名を改めるものです。全部改正後の要綱の内容については、議案書の後ろに添付している要綱の内容となります。なお、専門委員会の再編の関係資料として、添付している組織図及び委員会体制の現行と新体制の比較を見ていただきたいと思います。

現在の3つの専門委員会、農地等調査委員会、農業振興委員会、農地最適化委員会を、新体制では4つの専門委員会、農地等調査委員会、農業施策推進委員会、事業企画運営委員会、農地最適化委員会にするものです。

農業振興委員会の業務内容が多かったため、2つに分けるもので、これは推進委員を置く前の平成30年以前の農業委員会の部会の内容とほぼ同じです。説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第228号について、ご意見、ご質問を求めます。

(会長)

ご質問等がないようでしたら採決に移ります。

議案第228号、長浜市農業委員会全員協議会及び専門委員会等設置要綱の全部改正について、農業委員会において決定し、改正することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。

賛成全員でありますので農業委員会において決定し定めることといたします。

以上で本日の審議を終了します。